

1 基本理念（いじめ防止に向けた学校としての基本的な考え方）

「いじめ」とは、品川区いじめ防止対策推進条例第3条に規定のとおり、いじめはすべての児童・生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策はすべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行う。
- (3) いじめられた生徒の生命・心身を保護することが特に重要と認識し、組織的にいじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは条例第2条第1項に規定のとおり、学校に在籍する生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係¹にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響²を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。これは、法第2条第1項に規定する「いじめ」と同義である。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。

いじめには、多様な態様があることに鑑み、条例の対象となるいじめに該当するか否かの判断に当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう留意する必要がある。具体的には、いじめを受けた生徒の中には本人がそれを否定する場合も多々あることから、いじめを受けた生徒の表情や様子、周辺の状況等を踏まえ、いじめの定義に基づき判断する必要がある。また、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らず心身の苦痛を感じるに至っていない場合においても、いじめと同様に対応する必要がある。

いじめの定義には、次の①から④の要素が含まれている。

- ①行為をしたもの（A）も行為の対象となった者（B）も生徒であること。
- ②AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
- ③AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

- 1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- 2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を強要されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様として、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の「いじめの解消と判断するための2つの条件」が満たされている必要がある。ただし、2つの条件が満たされている場合であっても、必要に応じて、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況などいじめを受けた生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活ができるようになるまで支援を継続する。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、学校の教職員など個人が行うのではなく、「いじめの解消と判断するための2つの条件」が満たされていることを含め、学校いじめ対策組織である「学校いじめ対策委員会」など組織においていじめを受けた生徒の状況等を総合的に考慮し、判断する。

【いじめの解消と判断するための2つの条件】

条件① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者、学校いじめ、学校いじめ対策組織など組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒およびいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、あらためて相当の期間を設定して状況を注視する。

条件② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒が当該いじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

文部科学省「いじめの防止等のための基本定な方針（平成25年10月11日制定）参照

(4) いじめの重大事態の定義

いじめの重大事態は、法第28条第1項において次のように定義されている。

- いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

3 学校及び教職員の責務

本校および本校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめの未然防止、早期発見および事案対処に関する措置を実効的に行うために、「学校いじめ対策委員会」をその中核的組織として置く。

イ 所掌事項

- 定例会議の設定と会議録の作成・保管
- いじめ防止等に関する教員研修（年3回）や授業（年3回）
- 1人1台端末を活用した各種調査の実施等の年間計画作成・実施
- いじめの早期発見につながる1人1台端末を活用した各種調査の分析
- 所属職員等からの情報収集・情報共有・全教職員への周知徹底
- いじめが疑われる行為やいじめの報告があった際の調査の実施
- いじめの定義に基づいたいじめの認知および重大事態の認定
- いじめの解消に向けた対応方針の協議
- 生徒、保護者等に対応する教職員への指導・助言
- 議事録、調査結果および対応記録等の記録の保管（5年保存）・引継ぎ
- 学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

ウ 会議

月1回以上定期的を開催するほか、いじめの事案や重大性に依りて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

※事案に依りて、学級担任、教科担任、部活動顧問、福祉・心理の専門家等が入る。

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア いじめはどんな理由があっても絶対に許されないという意識を学校全体で醸成する。そのために学校教育全体を通じて、道徳教育および人権教育を推進する。
- イ 生徒会等による主体的な取組を図る。
- ウ 学校行事等における体験学習の充実を図ることで豊かな情操と道徳心を培い、いじめが起きにくい学校風土の醸成に努める。
- エ 市民科学学習等を通じて、「いじめ防止等に関する授業」（いじめ予防プログラム）を意図的・計画的に学期に年3回以上実施し、生徒が主体的にいじめ問題について考え対応できるようにする。
- オ 生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるように、学校の教育活動全体を通じ生徒の適切な行動に着目して、認め、励ます前向き行動支援を行い、いじめが起きにくい学校風土を醸成する。
- カ 教職員を含め、生徒にかかわる大人は、よい行動モデルを提供できるように率先して範を示すように努める。
- キ いじめが起きにくい学校風土の醸成を目指すために、「学校風土D調査」を年2回実施し、学校風土を見える化し、学校の教育活動及び教師の支援について振り返り、改善を図っていく。
- ク 学校と保護者・地域住民ならびに保護者同士の緊密な連携・協力を推進するため、家庭訪問や保護者会、学校だより、学校ホームページ等で、学校がいじめ未然防止に努める姿勢を示し、信頼関係を築く。
- ケ 学校間および校種間での連携を強化し、入学生徒および転入生徒の状況につい

ていじめや不登校等の実態の有無について確認し、生徒情報を確実に学校間および校種間で引き継ぎ、未然防止に努める。

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒および保護者がいじめを相談しやすいよう、日頃から学級担任および学年教員は、生徒との関わりを大切にし、生徒および保護者との信頼関係を構築する。
- イ 校内でのさまざまな相談体制を整備し、保健室や相談室等の校内の相談窓口について周知する。
- ウ 学級の様子と早期のいじめの実態把握を行うために、1人1台端末を活用した各種調査（「デイケン」（毎日）、「いじめDアンケート」（年7回）、「NiCoLi（年3回）」、「学校風土D調査」（年2回））を実施する。
- エ 各種調査からの相談において、生徒からいじめの疑いがある行為および心身の苦痛の訴えがなかったとしても、表面的にとらえて心身の苦痛はなかったと判断せず、生徒の人間関係および性格を考慮し心身の苦痛を見落とすことがないように努める。
- オ 生徒が直接相談できる窓口として、1人1台端末を活用したいじめ相談フォームアプリなどについて周知する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめの疑いがある行為を発見または報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策委員会」の構成員に報告・連絡・相談を行い、「学校いじめ対策委員会」を速やかに開催する。「学校いじめ対策委員会」で情報収集、生徒への聞き取りやアンケート調査等を実施し、いじめの有無の事実確認を行う。いじめの定義に該当する場合は、「学校いじめ対策委員会」にて、いじめを認知し、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定する。
- イ いじめを受けた生徒およびいじめを知らせてきた生徒の安全の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、いじめを行った生徒への指導を徹底する。
- ウ 生徒への聞き取りに当たっては、いじめを受けた生徒およびいじめを行った生徒の双方に聞き取りを行うだけでなく、周囲にいた周辺生徒への聞き取りを行い、事実を十分に確認し、記録を取っておく。その際、いじめを受けた生徒がづらい記憶を思い出す場合があるため、スクールカウンセラーと連携し、本人の気持ちに寄り添いながら丁寧に聞き取りを実施する。
- エ 対応経過については、全ての事例について「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を作成し、全教職員が確認できる方法で保管する。
- オ 記録は、事実確認をもとに、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「何を」「どうしたか（どのような対応を行ったか）」など、事実や対応が時系列で明確に分かるように作成する。
- カ いじめを受けた生徒の保護者およびいじめを行った生徒の保護者の双方に、事実関係と学校の対応方針を丁寧に説明し、いじめを受けた生徒への支援内容や、いじめを行った生徒への指導、再発防止に向けた取組について理解を得る。その際、学校は保護者との信頼関係を構築しながら、いじめの解消、いじめを受けた生徒の支援、いじめを行った生徒への指導に向けて一緒に解決を図る姿勢を示す。
- キ 学校だけでは解決が難しい状況になると予測される場合、早い段階で区教育委員会に相談し、指導主事や弁護士等に助言をもらうなど、区教育委員会および関係機関との連携を図り、組織的な対応に努める。
- ク 校区教育協働委員会にいじめが発生したことを報告するとともに、早期解決に

向けた連携・支援を求める。

(4) 重大事態への対処

ア いじめを受けた生徒の安全確保と不安解消

- ・授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さず観察を行ったり、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。
- ・登校できていない場合には、学級担任をはじめ、学年の教員等による電話連絡や家庭訪問を適宜行うとともに、学校としてできる学習支援や校内での居場所について説明し、学習保障を速やかに行う。
- ・いじめを行った生徒のいじめ行為がエスカレートすることにも留意し、いじめを受けた生徒に寄り添い、教職員全体で断固として、いじめを受けた生徒等を守り抜く姿勢を明確にする。
- ・心理的ストレスや不安を解消するため、スクールカウンセラーとの面談等により心のケアを行う。

イ いじめを行った生徒に対する組織的・計画的な指導および観察

- ・「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。
- ・状況に応じてスクールカウンセラーと連携し、いじめを行った生徒へのアセスメントを行うなど、いじめの行為を行う背景を配慮しながら、指導の充実を図る。
- ・いじめを行った生徒の保護者と連携し、学校の指導方針を丁寧に説明した上で、家庭での指導を依頼する。家庭での指導が困難な場合は、スクールカウンセラーが心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。
- ・いじめを行った生徒が自身の行為をいじめと認識しておらず、いじめを受けた生徒が精神的な苦痛を感じている場合は、いじめを行った生徒に相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

ウ いじめを受けた生徒およびいじめを行った生徒の保護者の理解に基づく対応

- ・いじめの対処に当たり、学校の教職員、保護者（家庭）が、いじめについての共通認識をもって対処できるよう、関係保護者へ「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明する。また、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指し、学校として組織的に対応していくことについて、保護者の理解を得る。
- ・「学校いじめ対策委員会」の構成員が、それぞれの保護者に対して、正確な事実に基づき、互いの生徒にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定する。なお、「学校いじめ対策委員会」が協議の場を設定する場合は、事前に安易な加害生徒の謝罪、当事者同士の表面上の和解が目標ではないという共通理解のもと、保護者の十分な理解を得て設定するように留意する。

エ 学校関係者や地域、関係機関と連携した対応

- ・PTA役員会、校区教育協働委員会、学校サポートチーム会議等を必要に応じて開催し、保護者、地域および関係機関への支援を依頼する。
- ・地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、町会・自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）による声掛け、見守りを要請する。
- ・児童相談所および子ども家庭支援センター等の関係機関と連携した対応を図る。
- ・児童センター等の職員による声掛け、見守りおよび支援体制について連携を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめについて、区教育委員会および関係機関と連携し、迅速に対応し、拡散等の二次被害を防ぐ。

オ 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、被害を受けた児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがある。こうした場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

6 教職員研修計画

いじめに適切に対応できるよう、教員の指導力と資質の向上を図るために、区のいじめ防止教育リーダー教員研修受講者による伝達研修を年3回以上実施する。

7 保護者との連携および啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会および学校だよりの活用

- ・年度当初の保護者会において本校の「学校いじめ防止基本方針」をについて周知する。
- ・年度当初の保護者会において、保護者は生徒がいじめを行うことがないように規範意識を養うよう努めること、いじめ情報を得た場合には、学校・関係機関に速やかに連絡・相談するなどして生徒をいじめから保護すること等、いじめ防止等の取組に対する協力を依頼する。
- ・保護者会や学校だより等を活用し、生徒・保護者ともに教育相談のできる窓口を周知する。

(2) PTA との連携

- ・市民科授業地区公開講座や学校公開日、いじめ防止推進ウィーク、保護者会、PTA 活動等の機会を活用し、いじめ防止に向けた連携を図る。

8 地域および関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域と共にある学校づくりの推進

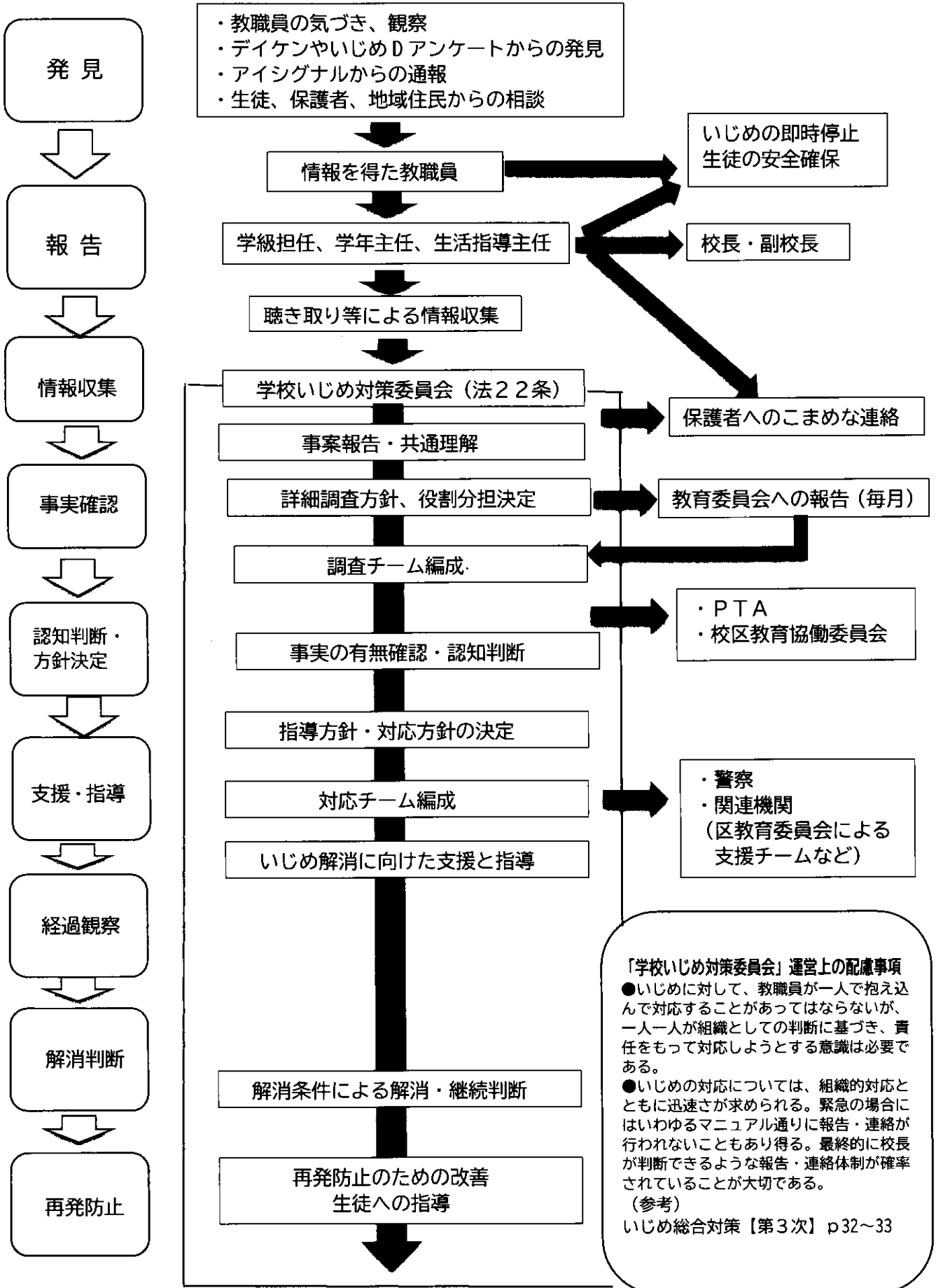
- ・日頃から学校と町会等の地域組織が情報交換等による協力体制を築き、見守りや声掛け等の取組を行う。
- ・校区教育協働委員会等において、「学校いじめ防止基本方針」の内容について説明し共通理解を図る。
- ・校区教育協働委員会、地域健全育成運営協議会等の機会等を活用し、学校関係者と地域、家庭がいじめ問題をはじめとする生徒の健全育成について協議する機会を設定する。
- ・いじめの問題への対応を本校や区教育委員会が、いじめた生徒へ必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子育て支援課、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。そのため、学校長会を通じて、青少年問題連絡協議会などの関係機関との連携協議会において、いじめの問題についても情報共有していく。

9 学校評価および基本方針改善のための計画

- ・教職員の学校評価にはいじめ防止に関する取組と状況（「いじめ防止プログラム」等）および教員研修の取組の項目がある。教員はいじめ防止等に係る基本的な方針を理解し、取り組む姿勢がある。教員向け研修動画を計画的に視聴し、生徒へのいじめ防止教育を行っていく。

10 その他

(1) いじめ発見から対応までの流れ



(2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者：地域との連携
4月	・学校いじめ対策委員会開催 ・いじめ防止等に関する研修（1回目・いじめの定義、基本方針の理解（4月職員会議））	・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める。	・デイケンの実施（4月20日（月）頃より毎日） ・いじめDアンケートなどの調査ツールの確認・引継ぎ	・保護者会（4月18日（土））で保護者に周知する。
5月	・学校いじめ対策委員会開催		・デイケンの実施 ・いじめDアンケート①の実施	・校区教育協働委員会にて学校いじめ防止基本方針の説明をする。
6月	・学校いじめ対策委員会開催 ・ふれあい月間（いじめ防止に関わる取組確認）	・トリプルチェンジの授業実施	・デイケンの実施 ・いじめDアンケート②、NiCoLi①の実施	
7月	・学校いじめ対策委員会開催		・デイケンの実施 ・学校風土調査①実施	・校区教育協働委員会にて学校いじめ対策委員会報告をする。
8月	・いじめ防止等に関する研修（2回目・事例研修）			
9月	・学校いじめ対策委員会開催		・デイケンの実施 ・いじめDアンケート③の実施	・校区教育協働委員会にて学校いじめ対策委員会報告をする。
10月	・学校いじめ対策委員会開催	・トリプルチェンジの授業実施	・デイケンの実施 ・いじめDアンケート④、NiCoLi②の実施	・校区教育協働委員会にて学校いじめ対策委員会報告をする。
11月	・学校いじめ対策委員会開催 ・ふれあい月間（いじめ防止に関わる取組確認）		・デイケンの実施 ・いじめDアンケート⑤の実施	
12月	・学校いじめ対策委員会開催 ・いじめ防止等に関する研修（3回目・事例研修）		・デイケンの実施 ・学校風土調査②実施	・校区教育協働委員会にて学校いじめ対策委員会報告をする。
1月	・学校評価 ・学校いじめ対策委員会開催	・トリプルチェンジの授業実施	・デイケンの実施 ・いじめDアンケート⑥の実施、NiCoLi③の実施	
2月	・学校いじめ対策委員会開催		・デイケンの実施 ・いじめDアンケート⑦の実施	・校区教育協働委員会にて今年度のいじめ対応の実態報告をする。
3月	・学校いじめ対策委員会開催		・デイケンの実施	保護者会（3月23日（火））で保護者に対して、年間のいじめ防止対策の成果と課題について説明をする。